

う。以下4. において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4. において同じ。)を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

(3) 決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実

2. 当庫の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	千円	千円
普 通 出 資 金		
優 先 出 資 金		

(2) 出資金の状況(当年度末現在)

イ. 普通出資

普通出資1口の金額 円

区 分	出 資 者 数	間 接 構 成 員 数	出 資 金 額
団 体		人	千円
個 人			
処 分 未 済 持 分			
合 計			

(記載上の注意)

普通出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。

ロ. 優先出資

優先出資の1口の金額 円

区 分	出 資 者 数	割 合	出 資 口 数	割 合
政府及び地方公共団体		%	口	%
金 融 機 関				
金 融 商 品 取 引 業 者				
そ の 他 の 法 人				
外 国 法 人 等 (う ち 個 人)	()	()	()	()
個 人 そ の 他				

合 計		100.00		100.00
-----	--	--------	--	--------

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額は、定款に定める金額を記載すること。
2. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3) 役員の場合

イ. 役員数

定款に定める理事数 人以内

定款に定める監事数 人以内

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち非常勤)	() 人	() 人
監 事 (うち非常勤)	()	()
合 計 (うち非常勤)	()	()

ロ. 理事及び監事(当年度末現在)

役 名	氏 名	就 任 年月日	任 期 満了 年月日	代表・ 非代表 の別	常勤・ 非常勤 の別	所属団体	担 当 部 門 又は主な職業

(記載上の注意)

1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。
2. 当年度中に退任(解任を含む。)があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。
3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。

(4) 職員の状況

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
一 般 職 員	人	人
そ の 他 の 従 業 員		
合 計		

平均年齢	歳 月	歳 月
平均勤続年数	年 月	年 月
平均給与月額	千円	千円

(記載上の注意)

その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店(うち出張所) ()	店(うち出張所) ()
	()	()
	()	()
合 計	()	()
店舗外現金自動設備		

(記載上の注意)

1. 当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の60の2第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。)が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. 適宜地区別等に区分して記載すること。

ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

1. 当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. 開設又は廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。

ハ. 労働金庫代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	労働金庫代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当年度末時点における当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を記載すること。

ニ. 労働金庫が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該労働金庫が銀行代理業等(銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。

ホ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

労働金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等(当年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

1. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7) 預金等総額及び員外預金比率の状況

区 分	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億 円	億 円
員 外 預 金 比 率	%	%

(記載上の注意)

1. 預金等総額は、労働金庫法施行令第1条の4第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。
 2. 員外預金比率は、労働金庫法第32条第4項第1号に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。
3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。